

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年6月30日

【会社名】 S O M P Oホールディングス株式会社

【英訳名】 Sompo Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙 悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 大木 茂 幹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 大木 茂 幹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2017年6月26日開催の当社第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2017年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金50円
総額	19,700,568,800円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月27日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、櫻田謙悟、辻伸治、江原茂、藤倉雅人、吉川浩一、奥村幹夫、西澤敬二、高橋薫、野原佐和子、遠藤功、村田珠美およびスコット・トレパー・デイヴィスの12氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、内山英世および村木厚子の両氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役に対する報酬等として金銭で支給するもの（現金報酬）の額を改定するものであります。

第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容改定の件

取締役に対する報酬等として業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」により支給するものの額および内容の一部を改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	3,227,567	2,272	794	(注) 1	可決 98.78
第2号議案 取締役12名選任の件					
櫻田 謙悟	3,191,704	38,131	794		可決 97.68
辻 伸治	3,192,536	34,522	3,571		可決 97.71
江原 茂	3,192,823	34,235	3,571		可決 97.72
藤倉 雅人	3,192,947	34,111	3,571		可決 97.72
吉川 浩一	3,192,886	34,172	3,571		可決 97.72
奥村 幹夫	3,192,968	34,090	3,571	(注) 2	可決 97.72
西澤 敬二	3,192,898	34,160	3,571		可決 97.72
高橋 薫	3,192,942	34,116	3,571		可決 97.72
野原 佐和子	3,202,300	27,538	794		可決 98.01
遠藤 功	3,206,242	23,595	794		可決 98.13
村田 珠美	3,208,682	21,155	794		可決 98.20
スコット・トレバー・デイヴィス	3,208,386	21,451	794		可決 98.19
第3号議案 監査役2名選任の件					
内山 英世	3,228,230	1,584	794	(注) 2	可決 98.80
村木 厚子	3,228,155	1,659	794		可決 98.80
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件	3,207,454	17,135	6,049	(注) 1	可決 98.16
第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容改定の件	3,030,156	196,105	4,373	(注) 1	可決 92.74

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の総数は3,926,626個であります。

4. 賛成率の算定にあたっては、株主総会前営業日までに事前行使された議決権数と株主総会当日出席者の議決権数の合計を分母としています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会において行使された議決権のうち、前営業日までの事前行使分および当日出席の株主による行使分の中で各議案に対する賛否が確認できたものを合計したことにより、いずれの議案についても可決要件が満たされ、会社法上適法に各議案が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上